

玖珠町部活動地域展開推進計画



令和7年2月

玖珠町教育委員会

はじめに

部活動は、スポーツ・文化活動に興味・関心のある中学生が、自主的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、教職員の献身的な支えにより、本町のスポーツ・文化振興の一翼を担ってきました。

しかし、少子化の進行に伴い、全国的に部活動を従来通りの体制で運営することが困難になっており、学校や地域によっては存続が難しい状況にあります。玖珠町においても、少子化の影響は避けられず、令和12年までに児童生徒数が現在より約 2 割減少すると予測されています。くす星翔中学校においても、平成31年の開校以来、約 6 割の部活動が部員数の減少や廃部に直面しており、今後、運営体制の維持が一層困難になることが予想されます。また、人口減少による課題に加えて、生徒の活動ニーズの多様化、さらに専門外の教員が勤務時間外に指導を行うことによる教員の負担増も問題となっており、複合的な課題を抱えています。

社会情勢の変化を受け、国においては、公立中学校における部活動の運営主体を学校から多様な団体へと移行する部活動地域移行を推進しています。

こうした国の動きを踏まえ、玖珠町教育委員会では、令和 5 年から教職員や保護者、児童生徒へのアンケート調査を実施し、競技団体等とも意見交換を重ねてきました。令和 6 年には総合教育審議会に諮問し、これからの部活動のあり方について有識者に議論いただき、同年 11 月には「将来を見据えた持続可能なスポーツ・文化活動の機会確保に向けた今後の部活動のあり方と体制整備等について」答申を受けました。

本計画は、総合教育審議会答申をもとに、地域展開の目指すべき姿を明確にし、地域クラブの運営や活動、スケジュールなど、具体的な方針を示すものです。本計画をもとに、町内の学校や、地域の関係者と連携し、地域展開の実現に向け、着実に取り組みを進めていきます。

目 次

1. 玖珠町の現状	P3
2. アンケート調査から	P7
3. 基本目標と基本方針	P10
4. 地域展開のゴールイメージ	P12
5. 地域クラブの活動方針	P15
6. 地域クラブの認定について	P19
7. スケジュール	P21
8. その他	P23

1. 玖珠町の現状

(1) 少子化の進展

① 玖珠町の児童生徒・学校数、部員数の現状

玖珠町の中学生 344 人うち、部活動に加入している者は 251 人(73%)。そのうち、運動部は 209 人(61%)、文化部は 42 人(12%)です。

○児童生徒・学校数

(令和6年5月1日現在)

	小学校	中学校	合計
児童生徒数	595人	344人	939人
学校数	7校	2校	9校

○部活動部員数

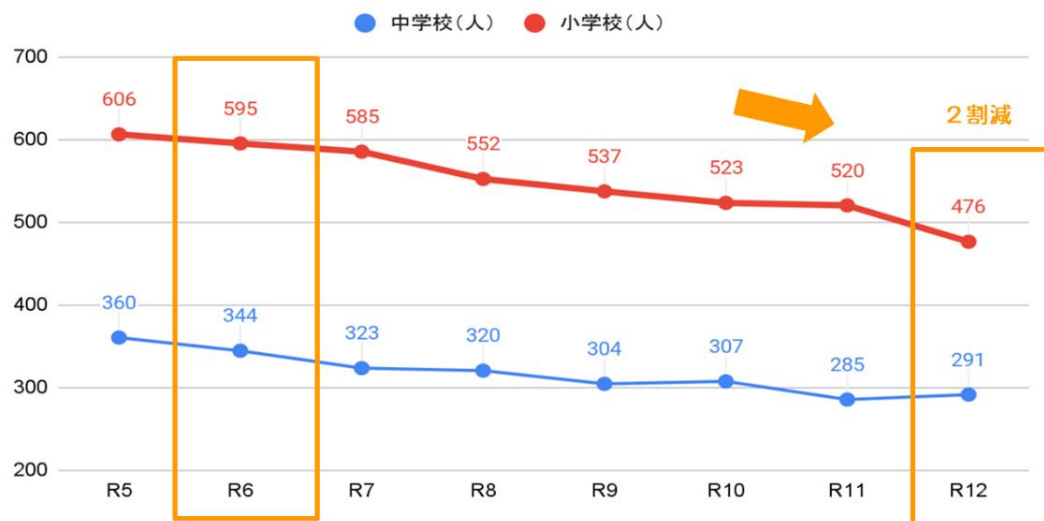
※学びの多様化学校の前期課程・後期課程を含む

	運動部	文化部	全体
加入率	61%	12%	73%
部員数	209人	42人	251人

② 玖珠町の児童生徒数の将来予想

少子化の進展により、町内の児童生徒数は大幅に減少しています。令和6年度の児童生徒数は939人ですが、令和12年までに767人まで減少し、約2割減となる見込みです。今後は、これまで以上の速さで少子化が進むことが予測されます。

児童生徒の推移予測



③ 中学校の部活動の変化について

現在、中学校にある 16 の部活動のうち、10 は部員数が減少または廃部しています。4 つの部活動は、試合人数を下回っています。

※赤字はH31より部員数が減少または廃部している部活動。下線は単独で試合人数を下回っている部活動

部 活 名	H31（開校時）	R6
軟式野球部	20	18
サッカー部	33	8
ソフトボール部	8	8
男子陸上部	12	34
女子陸上部	17	
男子バレー部	13	11
女子バレー部	21	25
男子バスケット部	22	19
女子バスケット部	29	14

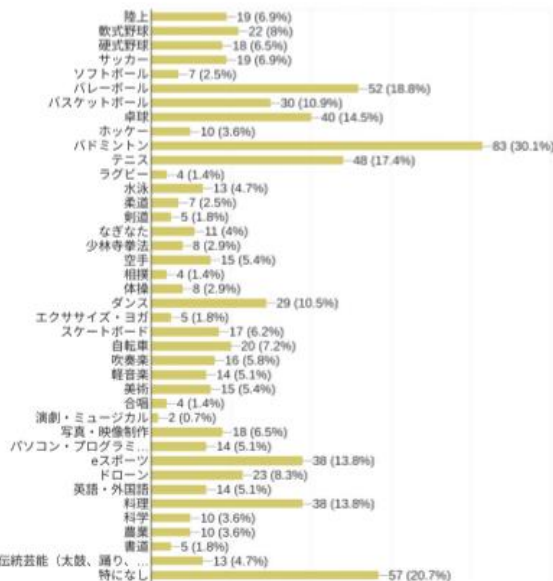
部 活 名	H31（開校時）	R6
男子ホッケー部	8	9
女子ホッケー部	5	8
男子卓球部	27	22
女子卓球部	38	28
美術部	23	12
吹奏楽部	34	30
バドミントン部	—	5
剣道部	3	廃部 (地域クラブ化)
合計	310	251

(2) 児童生徒の活動ニーズの多様化

アンケート調査では、中学生、小学5・6年生共に、現在、部活動に無い種目（ダンス、ラグビー、料理、パソコンなど）も含め幅広く取り組みたいと回答しています。

○中学生

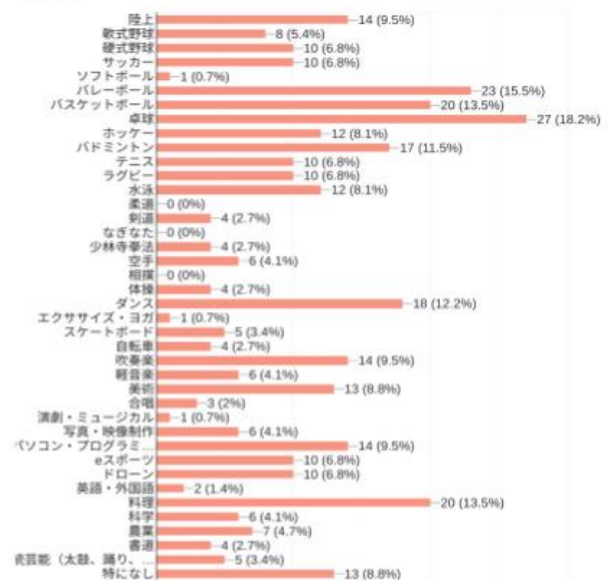
3. 現在、行っている種目以外に、やってみたいと思う種目があれば選んでください。
276 件の回答



(その他)弓道、アーチェリー、鉄道同好会、手話、ヴァイオリン、ピアノ

○小5・6

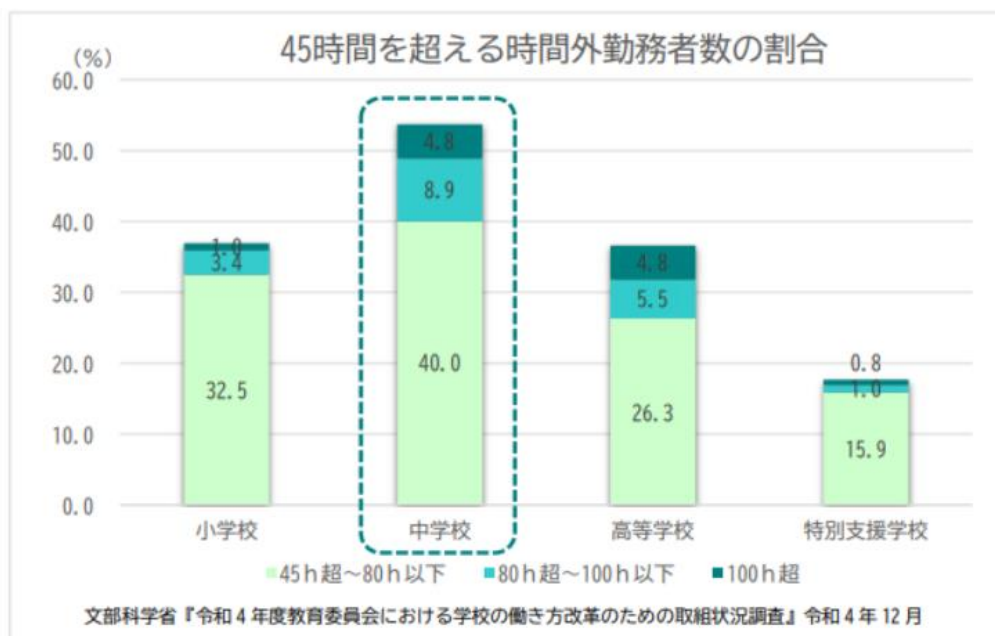
3. 中学生になったら、どんな種目の活動をしてみたいと思いますか。【いくつ選んでも良い】
148 件の回答



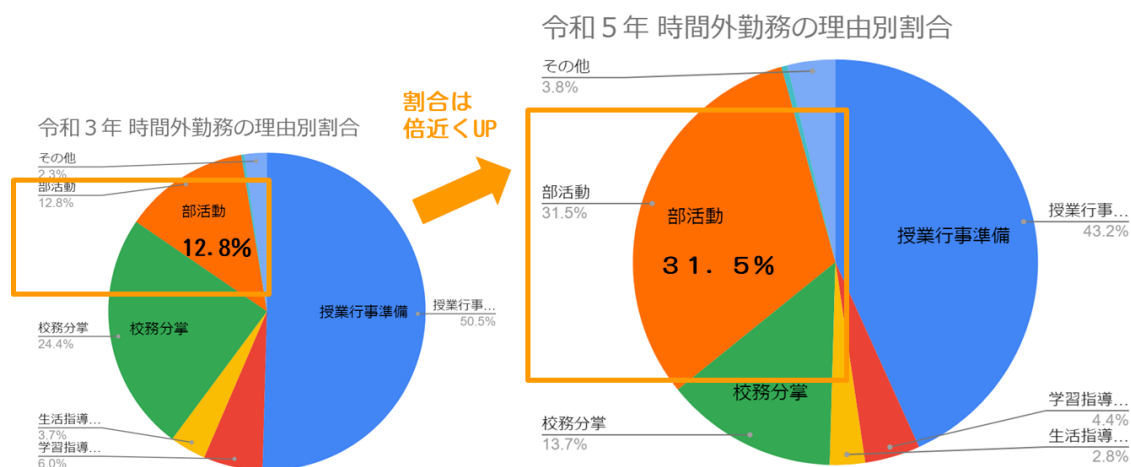
(その他)ピアノ

(3) 教員の働き方

近年、教員の長時間労働が喫緊の課題として認識され、働き方の改革が求められています。特に、部活動については、「教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教員には多大な負担となっている」(文部科学省『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革』令和2年9月)と指摘されています。令和4年度の文部科学省の調査によると、中学校の教員の中で、1か月の時間外勤務の上限とされる45時間を超える者は全体の50パーセントを超え、小学校や高等学校と比べ突出して多いことが分かります。この要因の一つに部活動指導が考えられます。



玖珠町においても、教員の時間外勤務のうち、3割以上が部活動の指導に割かれています。また、新型コロナウイルスの影響で部活動を縮小していた令和3年には、その割合は減少し、影響が薄れた令和5年には2倍以上割合が増えています。



(4) まとめ

玖珠町の部活動を取り巻く状況には、以下 3 つの主要な課題があると考えられ、その持続性が懸念されます。

① 人口減少による部活動維持の難しさ：

少子化の進行により、町内中学校の部活動では、部員数が減少しており、すでに試合に必要な人数を下回る部活動が複数存在しています。今後、少子化がさらに進むと、部活動の運営自体が難しくなり、「専門的な指導が受けられない。」「自分のやりたい種目がない。」など、生徒がスポーツ・文化活動に継続して親しむ場所を確保することが難しくなる恐れがあります。

② 生徒の活動ニーズの多様化：

アンケート調査によれば、今日、生徒が希望する種目は、従来の部活動の枠組みを越えて多様化しています。一方、教員が専門的に指導することができる種目には限界があり、多様化するニーズを十分に満たせていない現状があります。

③ 教員による持続的な指導の難しさ：

教員の長時間労働が慢性化しており、離職者・休職者の増加や、教員の担い手不足等、義務教育制度を揺るがす深刻な問題となっています。

中でも、部活動は教育課程外の活動でありながら、ほとんどの教員が平日・休日を問わず指導にあたっており、長時間労働の大きな要因の一つとなっています。また、時間的な負担だけではなく、部活動を担当する教員のおよそ半数が、競技経験の無い種目を指導しており、心理的な負担にもつながっています。

2. アンケート調査から

(1) 調査方法等

①概要

部活動に関する現状や課題を正確に把握するとともに、児童生徒、保護者、教員の意見を反映し、より良い施策の実施につなげるため、下記のとおり、アンケート調査を実施した。

②対象者

区分	対象者	回答数
児童生徒	中学生	回答数：276 対象者数：344 回答率：80%
	小学5年、6年生	回答数：148 対象者数：194 回答率：76%
保護者	中学生の保護者	回答数：283 対象者数：不明 回答率：－%
	小学5年、6年生の保護者	回答数：131 対象者数：不明 回答率：－%
教員	中学校教員（部活動担当教員のみ）	回答数：23 対象者数：25 回答率：92%
	小学校教員	回答数：69 対象者数：67 回答率：102%

③回答期間・方法

期間：令和6年7月17日～8月5日

方法：インターネットから回答するフォームによる

(2) 調査概要

1. 児童生徒・保護者の状況

①活動への参加状況

- ・中学生の9割が部活動やクラブなどに参加。部活動のみは4割強。部活動とクラブなどどちらにも参加は3割。
- ・小学5・6年生の7割弱がクラブなどに参加。

②取り組んでいる種目

- ・中学生では、部活動のある種目の参加率が高まる（ソフトボール、バレーボール、卓球、吹奏楽など）。
- ・小学5・6年生では、部活動にない種目の参加率も高い（ダンス、ラグビー、水泳、伝統芸能など）。

③取り組んでみたい種目

- ・中学生、小学5・6年生ともに、部活動にない種目も含め幅広く選択。
- ・特に小学5・6年生において、多様な種目を選択する傾向が高い。

④複数種目に取り組む希望

- ・中学生は6割弱、小学5・6年生は4割強が複数種目に同時に取り組んでみたいと選択。

⑤部活動・クラブなどの悩み

- ・部活動・クラブいずれも「休日の少なさ」「勉強や遊びとの両立」と「思うほど上達しない」が多い。
- ・部活動・クラブいずれも回答傾向に大きな差はないが、クラブは「移動が大変」と答える者が多い。

⑥活動日数・時間について

- ・中学生・小中保護者ともに、活動時間の理想は平日2時間、休日3時間であり、実際の部活動の活動時間と大きな差はない（小学生は休日1.8時間を理想と回答）
- ・児童生徒・保護者ともに、週活動日数の理想は約4日、実際の部活動の活動時間は約5日。

⑦費用について

- ・部活動にかかっている費用は約1500円/月、クラブにかかっている費用は約2000円～2500円/月。
- ・部活動が地域移行した場合、妥当だと思う費用負担は約2500～3000円/月。

2. 部活動やクラブの活動を行う目的

- ・児童生徒、保護者、教員いずれも「体力・技術を向上させるため」が上位にある。
- ・児童生徒では「大会・コンクール等で良い成績を残すため」が上位にある。
- ・保護者、教員では「チームワークや仲間と協力することを味わうため」が上位にある。

3. 教員の状況

①担当状況・競技経験有無

- ・担当状況は、6割弱が顧問、4割強が副顧問を担当。
- ・担当する部活動の自身の競技・活動経験は、経験あり・なしが、およそ半々。

②部活動担当希望・部活動負担

- ・部活動の担当希望について、「希望しない」等が6割強、「希望する」等が3割強。
- ・部活動の業務負担について、「負担に感じる」等が9割強。

③部活動負担の理由

- ・9割以上が「休日の部活動指導や大会引率をすること」「帰宅時間が遅くなること」と回答。
- ・次いで、「教材研究など他の業務の時間が無くなる」、「部活動運営にかかる事務処理」と回答。

4. 部活動地域移行について

①部活動地域移行の賛否

- ・保護者、教員いずれも、8割以上が「賛成・どちらかという賛成」と回答。

②部活動地域移行の形

- ・小中教員ともに、約8割が「平日・休日の部活動すべて地域クラブ等に移行すべき」と回答

③部活動地域移行への期待

- ・保護者では、「専門的な指導が受けられること」が最も多い。（次いで、「教員の負担が軽減されること」）
- ・教員では、「教員の負担が軽減されること」が最も多い。（次いで、「専門的な指導が受けられること」）

④部活動地域移行への心配

- ・保護者では、「活動場所までの移動」が最も多い。（次いで、「指導者の確保・資質」）
- ・教員では、「指導者の確保・資質」が最も多い。（次いで、「家庭による活動費用の負担」）

⑤兼職兼業による指導希望

- ・兼職兼業による指導を希望する者は、小学校教員で2割強、中学校教員で3割強。
- ・兼職兼業によって指導を希望する場合、理想の週活動日数は、約3日前後。

※アンケート調査結果の詳細版は以下のとおりご覧いただけます。

詳細版

<https://www.town.kusu.oita.jp/material/files/group/16/anketo.pdf>



(2) まとめ

生徒の状況について、現在、多くの生徒が部活動やクラブ活動に参加しています。従来の部活動にはなかった種目も含め、様々な活動に取り組んでおり(または取り組むことを希望しており)、ニーズの多様化が見られます。また、活動への悩みとしては、「休日の少なさ」や「勉強や遊びとの両立」など、活動に参加することによる負担も挙げられています。

教員については、約半数が競技経験のない種目の指導を行っています。部活動の指導を担当することへの希望については、7 割の教員が希望しないと回答しており、9 割が部活動指導に負担を感じています。

部活動の地域移行に関しては、保護者・教員ともに 8 割以上が賛成と回答しています。また、教員の 8 割は「平日・休日ともに移行すべき」と回答していることから、保護者や教員による地域移行への一定の支持があることが確認されました。一方で、地域移行に対する懸念として「活動場所までの移動」や「指導者の確保・資質」が挙げられており、これらの観点について慎重な対応が求められます。

3. 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

誰もが地域で共に楽しめる生涯スポーツ・文化活動を通じた

「人づくり、まちづくり」



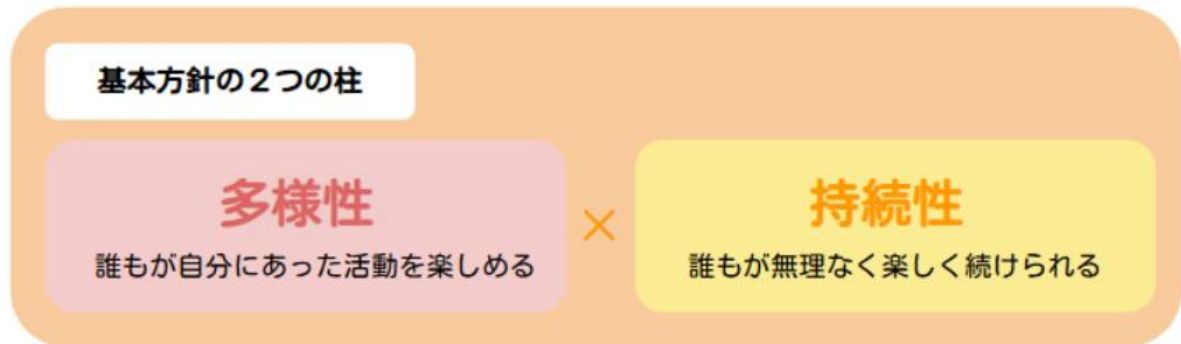
部活動はこれまで、子どもたちが学校でスポーツや文化に触れ、心身を育む活動として発展してきました。しかし、少子化による活動の停滞や教員の負担増加などの課題により、従来の活動環境を維持することが困難になっています。こうした背景を踏まえ、少子化が急速に進む中でも子どもたちが継続的にスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保し、充実させるため、部活動の「地域展開」を推進します。

この取り組みは、単に運営主体を学校から地域へ移すだけではなく、スポーツ・文化活動を学校の枠を超えて地域全体に広げることを目的とします。これにより、これまで学校主体の「学校教育」として行われてきたスポーツ・文化活動を、全世代が地域で共に楽しむ「生涯教育」へと発展させることを目指します。

地域展開を通じて、地域の中で多様な選択肢の中から、各個人が「やってみたい」と思える活動に取り組める環境を整え、「地域全体で子どもたちを育てる」という共通認識のもと、「人づくり」を進めるとともに、スポーツ・文化活動を通じて、すべての世代が生涯健康で生きがいを持って暮らせる「まちづくり」を実現することを目指します。

(2) 基本方針

上記の目標を達成するため、次の方針のもと地域展開を推進する。



方針1:多様性 誰もが自分にあった活動を楽しめる

- 多様なスポーツ・文化活動を選択できる環境を整えること
- 多様な志向に対応できる活動環境を整えること
- 世代を超えた人と人のつながりが生まれる活動環境を整えること
- 年齢・性別の違い、障がいの有無に関わらず、共に活動できる環境を整えること

方針2:持続性 誰もが無理なく楽しく続けられる

- 安全・安心な活動が行われる管理方法の整備や指導者の資質向上を図ること
- 指導者や運営スタッフを持続的に確保できる仕組みを整えること
- 安定した運営ができる仕組みを整えること
- 誰一人取り残されない活動機会を提供する仕組みを整えること

4. 地域展開のゴールイメージ

(1) 実施主体・活動はどう変わる？

部活動の地域展開により、これまで学校が主体となっていた「学校教育」としての部活動は、地域全体で子どもたちの活動機会を確保する「生涯教育」としてのスポーツ・文化活動へと位置づけが変わります。

これに伴い、実施主体は学校から地域の団体が運営する「地域クラブ」となり、指導者は教員だけではなく、地域の指導者が担う形になります。参加者については、中学生に限らず、小学生から高校生、社会人など多様な世代と共に活動することとも想定されます。

また、活動場所は学校施設に限らず、その他の公共施設等が活用されます。なお、「地域クラブ」は地域住民が主体となる任意の活動となるため、移動や費用に関しては、過度にならない範囲で参加者が負担する形となります。

学校教育 これまでの学校が主体の部活動		地域展開	生涯教育 地域展開によるスポーツ・文化活動	
位置づけ	学校教育の一環 (教育課程外)		位置づけ	社会教育活動
実施主体	中学校		実施主体	地域クラブ (社会教育関係団体等)
指導者	当該校の教員		指導者	地域の指導者
参加者	当該校の生徒		参加者	地域の生徒 (他の世代と一緒に参画する場合を含む)
活動場所	当該校の施設		活動場所	学校施設 その他公共施設
移動手段	通学と同様		移動手段	中学校を活動場所とする場合は通学と同様
費用	用具、交通費等の実費		費用	可能な限り低廉な会費 用具・交通費等の実費

(2) 子どもたちの放課後の過ごし方はどう変わる？

子どもたちは、現行の部活動と同様に、自分の興味・関心に応じて任意で参加する活動を選択できます。ただし、従来の学校部活動のように、一つの活動に通年で所属する形に限定されるのではなく、下の図のように、複数の地域クラブに参加したり、曜日や期間ごとに参加する地域クラブを変えたりすることが可能です。

また、地域クラブの活動では、現行の部活動で実施されている種目にとらわれることなく、より多様な種目・分野の活動が展開されます。例えば、競技大会を目指して特定の種目に継続的に取り組む活動に加え、長期休暇中の体験教室、季節限定の伝統芸能、プログラミングなどのデジタル分野の活動、メディア芸術などのアート活動など、多様な取り組みが考えられます。



(3) 活動場所・活動時間はどう変わる？

部活動は主に学校施設を利用し、学校単位で行われていましたが、次頁の図のとおり、地域展開後は活動の場を町全域とし、学校施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設を活用し、地域の指導者のもとで活動することを想定しています。

活動時間については、学校部活動は放課後となる平日夕方及び休日でしたが、地域展開後は、学校教育活動以外のすべての時間が活動対象時間となります。地域クラブの方針によっては、平日の夕方だけでなく、夜間に活動することも想定されます。

放課後それぞれが活動場所に移動



活動時間（例）

平日夕方

平日夜間

休日午前

休日午後

休日夜間

地域展開後の活動場所（例）



社会教育施設



学校施設



民間施設

5. 地域クラブの活動方針

(1) 地域クラブ

① 地域クラブとは

部活動の地域展開では、学校が実施主体となる「部活動」から、地域の団体が実施主体となる「地域クラブ」へと、文化・スポーツ活動の運営体制が変わります。

この「地域クラブ」について、国のガイドラインでは、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、民間事業者等のほか、地域学校協働本部や保護者会、同窓会等、地域の多様な主体が管理運営を行うことが想定されています。

玖珠町においても、国のガイドラインに順じ、「地域クラブ」について、地域の多様な主体が担うことを想定し、意欲ある団体のノウハウと創意工夫を最大限に活用しながら多様な活動を展開します。

② 地域クラブの役割

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しめるよう、地域クラブには持続可能な運営や安全で適正な指導が求められます。また、部活動が担っていた異年齢の集団の中で人間関係を構築し、自己肯定感、責任感及び連帯感を育むといった教育的意義や役割を継承・発展することが期待されます。このため、地域クラブは国のガイドラインや本計画を遵守し、日々、指導力の向上や安全管理を徹底して活動を行うことが求められます。

③ 地域クラブの活動状況の把握

町教育委員会は、適正な地域クラブが実施されるよう、適宜、地域クラブの活動状況を把握し必要に応じて助言を行います。また、活動状況等について、学校や生徒・保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて地域クラブを選択できるよう情報提供を行います。

(2) 対象者

地域クラブは、中学生を対象とします。参加者は自分の興味関心に応じて地域クラブを選択し、参加することができます。複数の地域クラブに参加することも可能であり、部活動と地域クラブの2つが存在する移行期間においては、両方に参加することもできます。

地域クラブへの参加は生徒の任意によるものであり、参加しなくても問題ありません。なお、地域クラブは中学生を対象としますが、各クラブの方針によって、小学

生や、高校生、社会人等、その他の年代も同じクラブで活動することも可能です。

(3) 指導者

① 指導者の在り方

地域クラブの指導者は、スポーツ・文化団体の指導者や退職教員、兼職兼業を希望する教員、保護者等、多様な地域の関係者が想定されます。これらの指導者は、生徒の主体性を尊重し、十分なコミュニケーションを通じて、個々のレベルや心身の成長に応じた指導を行うことが求められます。

また、国のガイドラインや本計画を遵守し、適切な休養の設定、過度な練習の防止、効率的かつ効果的な練習方法の導入に努め、心身の健康管理や事故・体罰・ハラスメントの防止にも十分な配慮が必要です。

② 教職員等の兼職兼業

地域クラブでの指導を希望する教員等は、町教育委員会へ申請し兼職兼業が認められる場合には、報酬を受け取って指導することが可能です。

町教育委員会は、国のガイドラインを参考としつつ、地域クラブでの指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行います。必要な手続きについて町教育委員会より周知をします。

町教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教職員等の本人の意思に加え、勤務校等における業務への影響の有無、教職員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可します。

地域クラブは、教職員等が指導者として活動する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教職員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意します。

③ 部活動指導員・外部指導員

地域展開の移行期間中においては、将来的な地域クラブへの展開を見据えながら、現行の部活動における外部人材の活用を進めます。具体的には、技術的な指導を担う「部活動指導員」や、顧問の教諭等と連携・協力して指導を行う「外部指導者」を活用し、円滑な移行を図ります。これら外部人材の募集等については、町教育委員会より周知を行うこととします。

(4) 休養日・活動時間

地域クラブは生徒の心身の成長に配慮して健康に生活が送れるよう、以下、国のガイドラインに準じた次の基準を遵守して活動を実施することが求められます。

休養日	学校の学期中	・週当たり 2 日以上 ・平日は少なくとも 1 日 ・週末は少なくとも 1 日以上 ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を別の日に振替
	学校の長期休業中	・学校の学期中と同様 ・生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休業日(オフシーズン)を設ける
活動時間	平日	・長くとも 2 時間程度
	学校休業日	・長くとも 3 時間程度

※ 活動時間には、会場への移動・準備・片付け等は含みません。

(5) 管理責任

地域クラブは、学校の管理運営下での活動ではありません。したがって、活動中の生徒同士のトラブルや事故等は、地域クラブの管理責任において対応することから、指導者や参加者等に対してケガや事故等を補償する保険への加入を義務付けるなど、管理体制の整備が求められます。

(6) 活動場所

地域クラブの活動場所は、町立中学校施設を中心としながらも、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間事業者等が所有する施設などが想定されます。

なお、町教育委員会では、地域クラブの促進と保護者負担の軽減を目的に、後述する「認定地域クラブ」が町立中学校や社会教育施設を利用する場合の料金の減免等の措置を検討します。

一方、特定の会場を必要としないICTを活用した遠隔指導も、必要に応じた導入が想定されます。

(7) 大会・コンクール等への参加

地域クラブとして中学校体育連盟主催の大会等へ参加する場合は、競技団体によって参加条件が異なるため、大会要領等に基づいた対応となります。

(8) 費用負担と軽減策

地域クラブは、参加者からの会費等によって自立的な運営を行い、将来にわたって持続可能な活動を実施します。参加者による費用負担を原則としますが、会費は可能な限り参加しやすい金額を設定するよう努めることとします。なお、生徒が経済的理由によって活動参加をあきらめることがないよう、町教育委員会としては、経済的困窮家庭に対し、後述する認定地域クラブへの参加にあたって必要となる支援を行うことを検討します。

(9) その他

① 高校等との連携

町教育委員会では、高校との連携を強化し、地域において中学生と高校生が共にスポーツ・文化活動を楽しめる環境の創出に向け、検討を行います。

② 近隣市町村との連携

町教育委員会では、近隣市町村との連携により、将来、広域的に子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保できる体制のあり方について、検討します。

③ 生徒の自主活動の奨励

町教育委員会では、地域クラブの活動のみならず、生徒が自主的に企画・運営する同好会やサークル活動等についても奨励します。

6. 地域クラブの認定について

(1) 認定地域クラブ制度とは

地域クラブの質を担保し、安全で持続性が高い活動環境を整備するために、玖珠町教育委員会が認定条件を設定し、その条件を満たす地域クラブを「認定地域クラブ」として認定し、支援や助言を行います。

(2) 認定地域クラブへの支援

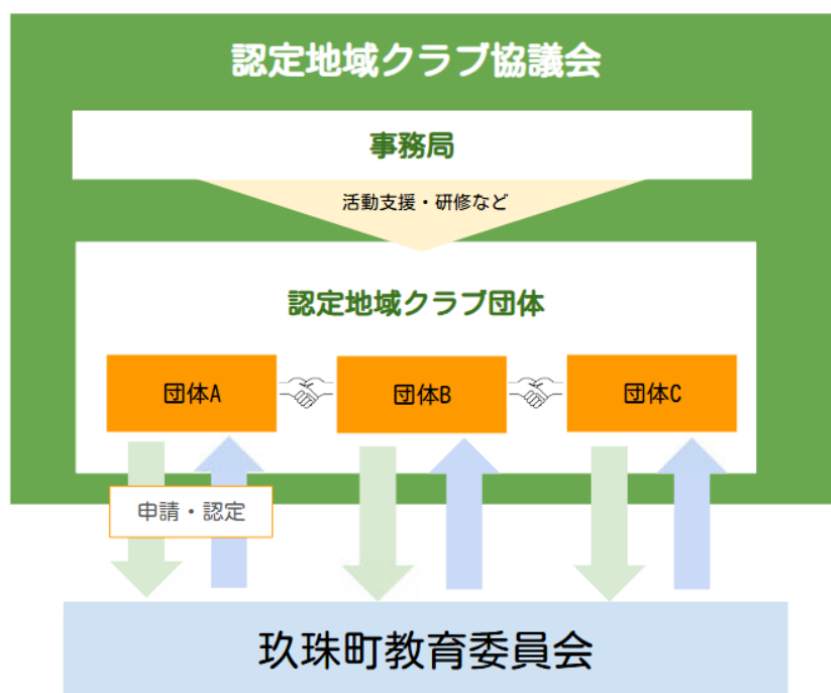
「認定地域クラブ」に対しては、その持続的な運営を担保するため、一部費用の補助や事務手続きのサポート、指導者研修、指導者資格獲得の推進等の支援を行うことを検討します。

(3) 認定地域クラブ協議会

「認定地域クラブ」の運営を安定かつ持続可能なものとするため、認定地域クラブ間での情報共有や連携を促進する「認定地域クラブ協議会(仮)」(以下、「協議会」という)を設置し、相互支援が可能な体制を整備します。

なお、協議会の事務局は当面の間、町教育委員会が担い、運営に係る相談、事務支援、活動の周知などの各種支援を行います。

協議会の事務局は、既存の認定地域クラブへの支援にとどまらず、新たに地域クラブを設置しようとする団体等に対しても相談窓口として助言を行い、地域における活動主体の拡大に努めます。



(4) 認定地域クラブ制度の検討について

同制度については、令和8年度からの開始に向けて、制度の検討を行います。
「認定地域クラブ」の認定条件や申請方法については、町教育委員会より周知を行うこととします。

7. スケジュール

(1) スケジュール

玖珠町の部活動を取り巻く状況を鑑み、予断を許さない状況であることから、令和6年度から令和10年度までの期間を「改革期間」として位置づけ、集中的に取り組を進めていきます。

令和8年8月～10月頃を目途に、休日の部活動を原則として行わないこととし、休日の部活動の地域展開の完了を目指します。ただし、移行期間であることから、部活動の継続において、参加が不可欠となる対外試合やコンクール、練習試合(実施回数については必要最小限とする)への参加に伴う休日の活動については例外とします。

令和9年度には、それまでの休日の地域展開の実施状況等について中間評価を行い、翌年度以降の平日の地域展開の進め方について検討を行います。

上記、中間評価等も踏まえて、令和10年度8月～10月頃を目途に平日の部活動の地域展開完了を目指します。

		学年進行		
令和6年度 制度設計期	・アンケート調査の実施 ・総合教育審議会における審議 ・部活動地域展開推進計画の策定	小 5	小 4	小 3
令和7年度 展開準備期	・認定地域クラブ制度の設計 ・競技団体・学校等との協議 ・国のガイドラインに定める休養日・活動時間等の遵守徹底	小 6	小 5	小 4
令和8年度 休日展開期	・休日 の部活動の地域展開完了(8月～10月頃) ・認定地域クラブ制度の本格運用	中 1	小 6	小 5
令和9年度 中間評価期	・これまでの進捗状況の中間評価と課題整理を行い、 翌年度以降の地域展開の進め方について検討	中 2	中 1	小 6
令和10年度 平日展開期	・平日 の部活動の地域展開完了(8月～10月頃)	中 3	中 2	中 1

(2) 地域展開完了に向けた推進について

部活動の地域展開は、生徒のスポーツ・文化活動の環境に大きな変化を生じさせることから、推進にあたっては、学校や地域クラブ、保護者、地域が密に連携し、慎重かつ確実に進めていくことが求められます。

年度ごとに段階的に推進してまいりますが、各種目の特性や状況に応じた無理のない地域展開が実現できるよう、町教育委員会として、中学校や地域の競技団体等と個別に協議を重ね、持続可能な体制の構築を目指します。

8. その他

(1) 推進計画の見直し

本計画は、国のガイドライン及び玖珠町総合教育審議会の答申(令和6年11月)を踏まえ、玖珠町の実情に即した推進計画として策定したものです。今後、国や県の指針・方針が改定された場合などは、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 最新の情報について

部活動地域展開に係るこれまでの取り組みや、今後の案内については、以下、町ホームページに掲載しています。詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.town.kusu.oita.jp/soshiki/kyoikuseisakuka/1/5581.html>



